

生産施設面積の敷地面積に対する割合（準則第1条 別表第1）

	業種の区分	敷地面積に対する生産施設の面積率
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業 石油精製業 コークス製造業 ボイラ・原動機製造業	30%
第2種	伸鉄業	40%
第3種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）	45%
第4種	鋼管製造業 電気供給業	50%
第5種	でんぷん製造業 冷間ロール成型形鋼製造業	55%
第6種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。） 高炉による製鉄業	60%
第7種	その他の製造業 ガス供給業 熱供給業	65%

*業種区分につきましては、日本標準産業分類に基づき細かく分かれておりますので、詳しくは県企業立地課までお尋ね下さい。